

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

年末調整・確定申告の手続きに必要な書類の紛失に注意!!

- 10 月頃から年末調整や確定申告の手続きに必要な保険に関する控除証明書等が社員の自宅に届き始めます。年末調整や確定申告で各種の控除を受けるには、こうした書類が必要です。
- 年末調整で控除を受けるのに必要な主な書類

控除	必要書類	証明書等の発行元
生命保険料控除	生命保険料控除証明書(一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料がそれぞれ分かるもの)	生命保険会社
地震保険料控除	地震保険料控除証明書	損害保険会社
社会保険料控除	社員自身が納付した国民年金保険料、国民年金基金の掛金の控除証明書や領収書 (生計を一にする親族の負担分を含む)	日本年金機構 国民年金基金
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書 (小規模企業共済に加入している人)	(独)中小企業基盤整備機構
住宅ローン控除 (2 年目以降) ※初年度は確定申告	給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 住宅ローンの年末残高証明書	税務署 金融機関

- パートの収入と所得税、住民税、配偶者控除等、社会保険の扶養の関係
収入と所得税、配偶者控除、社会保険料の負担の関係を一覧表にまとめると次のようになります。

パート収入	パートで働く主婦の税金			夫の配偶者控除の適用		パート本人(妻)の 社会保険料の 負担(注 2)
	所得税	住民税(注 1)		配偶者 控除	配偶者 特別控除	
		所得割	均等割			
100 万円以下	非課税	非課税	課税 or 非課税	有	無	無
100 万円超 103 万円以下	非課税	課税		有	無	無
103 万円超 130 万円未満	課税	課税		無	有	無
130 万円以上 141 万円未満	課税	課税		無	有	有
141 万円以上	課税	課税		無	無	有

(注 1) 103 万円以下でも住民税が課税される

年収が 103 万円以下であっても、100 万円を超えると住民税がかかります。住民税には、所得金額に対して課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず、均等額を負担する「均等割」があります。一般に、年収 100 万円以下で、ほかに収入がなければ住民税は非課税ですが、自治体によっては、年収 93 万円や 96 万 5 千円を超えると住民税のうち均等割が課税されることもあります。

所得割：標準税率 10% (都道府県民税 4%、市町村民税 6%)

均等割：年額 5,000 円(都道府県民税 1,500 円、市町村民税 3,500 円)。一部自治体は税額が異なる。

(注 2) 所定労働時間によっては、収入に関係なく、社会保険に加入しなければなりません。

小林流月次決算で業績5%アップ! TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikai.jp> ご連絡ください (担当: 増淵)